

I 六ヶ所再処理工場の運転について

I-1 六ヶ所再処理工場の運転について (山田清彦) 対規制庁

① 六ヶ所再処理工場のガラス固化が順調に進むと考えているのか？

東海再処理工場のガラス固化施設が9月6日までに25本を製作して停止したと発表された。11月までにガラス固化体60本を製作する計画だったが、これを中止せざるを得なかったのである。

先行する東海再処理工場のガラス固化技術が不調であり、この技術を導入した六ヶ所再処理工場のガラス固化が順調に進むとは思えない。過去に2007年11月から2013年6月までの6年も掛けて、346本をガラス固化した経験があるに過ぎない。

以上の経過から以下の質問をする。

日本原燃は、現時点で211立米の高レベル放射性廃液が貯蔵されており、約111m³の高レベル放射性廃液をガラス固化してからせん断しているが、その場合に、何本のガラス固化体が生じると予想できるか。

② 六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の8時間の冷却停止トラブルについて

7月2日(土)15時31分、高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失が発生した。供給液槽Bは5m³の貯槽であり、約2.6m³が貯蔵されていた。本来は2本のループ水で冷却を維持すべきところ、1本が安全対策工事で閉止されており、もう1本が操作ミスから閉止され、冷却がされない状態となった。その結果、8時間ほど経過して、32度まで温度上昇した。その後、本来開放しておく弁が閉止していることが分かったので、弁を解放した結果温度が下がり、管理状態に戻った。

日本原燃は7月19日の報告書で、もっぱら開放しておくべき弁を閉止した人物を特定できなかったとしていたし、そのような操作を二人で行うとの説明はしてこなかった。ところが、9月5日の報告書では、もともとはダブルチェックして2人以上で作業を行う事を決めていたとしている。ただし、今回の事象がそれに該当するかが不明確というものであった。

要するに、結論としては、どっちつかずとなる。

このような不明確な要領書を定めている日本原燃に、複雑な工程が用意された再処理工場を運転できると考えているのか。

③ 再処理工場の寿命は何年か？

最近、ロシアによるウクライナへの侵攻によってエネルギーの安定供給に不安が生じているとして、国内原発の運転を40年から60年以上に長期化するべきという判断を経済産業省の専門家会議等で検討する方針が示されたようである。

青森県民は六ヶ所再処理工場が運転開始から40年で寿命を迎えるとの説明を受けてきた。しかし資源エネルギー庁の職員や日本原燃の広報課の担当者は、中央交渉等の場で「定期検査を行うので、40年運転で終了するという判断をしていない」と言って来た。

現時点で、六ヶ所再処理工場は着工から29年を迎えているが、コンクリート建造物の寿命は約50年間と言われている。竣工を迎えるのがいつか分からないが、いつまで運転可能と考えているのか。

また、原発の運転期間長期化に合せて六ヶ所再処理工場の運転を延ばすべきと考えているのか。

I-2 六ヶ所再処理工場は震度6強に耐えられるのか（永田・池島）対規制庁

- ① 1300kmもの配管は破断しないのか
- ② 厚さ2.2cmの高レベル廃液の貯槽タンクは震度6強に耐えられると思われるのか
- ③ 3000トンもの使用済燃料プールはひび割れを起こさないのか
- ④ 重要な機器類や送電線の損傷などが同時多発的に起こるのではないのか
- ⑤ なぜ審査しないのか。バックチェック、バックフィットすべきではないか
中央防災会議の震度評価を元に耐震安全再審査をするべきではないか

内閣府中央防災会議の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書(以下「中央防災会議報告書」)では日本海溝モデルの推定地震規模のモーメントマグニチュードMwが9.1とされている。しかるに国は山崎誠議員提出内閣衆質209第19号の答弁書において「審査では、敷地前面に今回の『日本海溝モデル』と同規模のMw9クラスのプレート間地震を設定し地震動評価を行っていることを確認しています。」としているが、これは東日本大震災と同じMw9.0で評価をしているのではないのか。Mw9.0と9.1とではエネルギーが1.4倍ほど違う。9.1の評価がされていないのならば新知見として再審査を行うべきではないか。

- ⑥ このプロジェクトを抜本的に見直し、中止すべきではないか

中央防災会議は公共施設等は震度6強以上の耐震を要請しているが、山崎誠議員提出内閣衆質209第19号の答弁書において、「内閣府『日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会』で六ヶ所村が震度6強の大地震が想定されている。これに六ヶ所再処理工場の施設設備は耐えることができるのか」とする質問に国は答えていない。「中央防災会議報告書」30頁に③公共施設等の耐震化として「これらの重要施設や津波避難ビル、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物等においては、例えば震度6強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう、耐震性に余裕を持たせることも検討する必要がある。」とある。なぜ再処理工場が震度6強に耐えるかどうか検討しないのか。

早急に検討できないのであれば、このプロジェクトは中止すべきではないか。

II 原子力政策について

II-1 岸田首相の原子力回帰について（松久保）

- ① 次世代革新炉（いずれも経産省への質問）

A) 革新炉ワーキンググループの「カーボンニュートラルやエネルギー安全保障の実現に向けた革新炉開発の技術ロードマップ（骨子案）」（以下、技術ロードマップ案）では「革新軽水炉」について技術的に可能なロードマップとして、2030年代初頭建設開始、2030年代中頃運転開始、すなわち6年程度という線表を掲載している。一方、他国ではAP1000やEPRなどの建設には、多くのケースで9年程度の期間を要している。このロードマップの線表の根拠は何か。

B) 革新炉ワーキンググループ技術ロードマップ案は「革新軽水炉」の経済性について現行軽水炉同

等としている。しかし、他国で建設中の AP1000 や EPR は建設コストが飛躍的に上昇している。この価格上昇リスクを経産省はどうとらえているのか。

② 原発・原子力施設への攻撃について

A) 「原子力損害の賠償に関する法律」 3 条は原子力事業者の責任を定めているが、ただし書きで「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」として事業者を免責している。一方、1960 年、当時の中曽根康弘科学技術庁長官は「第三条におきます天災地変、動乱という場合には、国は損害賠償をしない、補償してやらないのです。（中略）政府に法律上責任はない、そういうことになるのであります。」と、戦争によって起きた原子力事故の損害を国は賠償しないと答弁している。

エネルギー基本計画などで原子力利用は安全が前提であることが示されている。一方、原子力施設への攻撃が現実のものとして存在する以上、武力攻撃原子力災害だからと言って免責できる状況ではないと考えるが、国の見解を問う。（文科省）

B) 武力攻撃原子力災害においては、「国民の保護に関する基本指針」で「防災基本計画（原子力災害対策編）」と同様の措置を取るとされているが、「地域防災計画（原子力災害対策編）」で武力攻撃を前提とした計画は策定されていない。武力攻撃を前提とした避難計画を検討する必要があると考えるが国の見解を問う。（内閣府）

③ 運転期間延長について（原子力規制庁）

A) 10 月 5 日第 42 回原子力規制委員会で、資源エネルギー庁から、利用サイドとして、原子力発電所の運転期間は 40 年とし、1 回に限り、20 年延長できるとする現在の原子炉等規制法の規定を削除し、上限を取り払うこと、また運転期間に長期停止期間を含めないという 2 つの提案があった。説明を受けた原子力規制委員会は「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」にある「発電用原子炉施設の 利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策 判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」という結論をもとに、運転期間の定めが原子炉等規制法から別の法体系に移ることを事実上認めた。

B) しかしながら、同文書は「運転期間に長期停止期間を含めるべきか否かについて、科学的・技術的に一意の結論を得ることは困難であり、劣化が進展していないとして除外できる特定の期間を定量的に決めることはできない」とも述べている。また、当日の議論でもそれまでの議論でも設計の古さという問題があることも指摘されている。そこで以下、確認する。

1. 運転年数が長くなることは一般に原子炉の安全を毀損する要因として考えているのか否か。
2. 運転期間上限を廃止すること、または長期化することは、現在の規定に比べて、リスク増加要因か否か。

Ⅱ-2 使用済燃料の安全な保管について（内藤・池島） 対規制庁

全国にはすでに、19000トンもの使用済燃料がたまり、巨大地震や、噴火テロ攻撃、ミサイル攻撃の懸念の中で、存在そのものが、大きな脅威となっています。しかも、高密度なリラッキング状態は、保有する放射エネルギーが、膨大な量となり、リスクを増大させています。

① 六ヶ所再処理工場の3000トンの使用済燃料のリスク軽減について

一か所にこれほど大量に集中して貯蔵しているのは、余りにも危険。放射エネルギーにして約930万テラベクレルとなる。直ちに再処理を中止して、最終処分ができるまでの間はもとより、中止決定までの期間も含めて、早急にリスクの低減をはかるべきではないか（但しその結果空いたプールに他から搬入するのでは、全くリスク軽減にならない）

② 全国原発の使用済み燃料のリスク軽減について

武力攻撃原子力災害が想定される以上、使用済み燃料プールの貯蔵量が多いこと自体がリスクであると考え

現状では、5年未満の高温のものと、5年以上の、やや冷えたものと 全て同じプールに、リラッキングされているため、プール火災となれば、全ての燃料が燃えて放射能を放出し、被害を大きくする。

特に川内1号、伊方3号機、高浜3,4号機、大飯3,4号機は、8～9炉心分も詰め込み、異常に高密度で、プール火災の大惨事が想定される。早急に再稼働もリラッキングも中止すべきではないか。

また、プール貯蔵の上限は、田中、更田元委員長が言われたように、5年以内のものとするべきではないか。（もちろん空いたところに新たな燃料は入れない）

③ 廃炉になった原発の使用済燃料について

これらは比較的低温とは言え、テロ攻撃、ミサイル攻撃の可能性を考え、プール以外の貯蔵を考えるべきではないか。

（その場合、廃炉規定に基づき、当然プールも撤去する）

④ 福島第1のプールから、乾式貯蔵に移行されているようだが、現状と今後の計画、キャスクのメーカーはどこか、安全性のチェックはされているのか